

令和6年度 決済金明細書

(土地改良法第42条第2項に基づく)

神安土地改良区区域

◎ 用排水地区

・ 高槻市

三箇牧地区{旧(唐崎、西面、三島江、柱本)}

・ 茨木市

三島地区 {鮎川1～5丁目、白川1丁目、橋の内1・3丁目、学園町}

玉島地区 {五十鈴町(一部)、桑田町、大同町、星見町、学園南町(一部)、新堂1～3丁目(一部)、目垣1～3丁目、南目垣1～3丁目、平田1・2丁目、玉島1・2丁目、野々宮1・2丁目、島1～4丁目、東野々宮町}

玉櫛地区 {沢良宜東町、横江1・2丁目、沢良宜浜1～3丁目、高浜町、玉瀬町、若園町(一部)、小柳町(一部)、新和町(一部)、真砂1～3丁目、真砂玉島台}

・ 摂津市

鳥飼地区 {鳥飼銘木町、鳥飼上1～5丁目、鳥飼八町1・2丁目、鳥飼新町1・2丁目}

味生地区 {別府1～3丁目、東別府1～5丁目、南別府町}

味舌地区 {三島2・3丁目、南千里丘(一部)}

三宅地区 {鶴野1～4丁目、学園町1・2丁目、正雀2・4丁目、正雀本町1(一部)・2丁目}

◎ 用水地区

・ 吹田市

吹田土地改良区区域

岸部地区 {南正雀1(一部)・4丁目}

◎ 排水地区

上記用・用排水地区を除く本土地改良区区域

◎ 決済金額表

(円/m²)

決済金の名称	用水地区	排水地区	用排水地区
維持管理費決済金	350.7	28.4	379.1
土地改良施設更新費決済金	79.7	79.7	79.7
未償還金決済金	3.1	3.1	3.1
合計	433.5	111.2	461.9

※ 上記単価に転用面積を乗じた額が今回の決済金になります。(端数切捨てにより、若干変わる場合があります。)

また、このほか、別途次の費用がかかる場合があります。

1. 調整区域については、意見書発行手数料として一筆につき1,210円(税込)がかかります。
2. 雑排水を公共下水道に接続しない場合は、施設(水路)使用料1m²あたり一時金247.5円(税込)
3. 施設(水路)使用料については、4条申請に限り500m²まで減免することができます。